



加藤明由議員に対する辞職勧告決議について

上記事件について、別紙のとおり提出する。

令和2年9月18日提出	提出者	弥富市議会議員	佐藤 高清
	賛成者	弥富市議会議員	大原 功
		同 上	鈴木みどり
		同 上	三浦 義光
		同 上	早川 公二
		同 上	平野 広行
		同 上	高橋八重典
		同 上	加藤 克之

加藤明由議員に対する辞職勧告決議（案）

令和2年7月22日、名古屋地方裁判所にて、弥富市を被告として加藤明由さん外2名が提起した損害賠償請求住民訴訟事件につき、訴えを却下する判決がなされ、原告が控訴を断念し、当該判決が確定しました。

弥富市は当該訴訟の提起により、新庁舎建設工事の着手が遅延し、工事費用の増加等により大幅な時間的、経済的な負担が発生しております。もとより地方自治法に基づく監査請求、住民訴訟制度は市民が政治に関心を持ち税金の無駄遣いを監視し、もって地方自治に資する制度ですので有用に利用されるべきものです。

ところで、加藤明由さんは「弥富市政を考える会」として活動を行っており、市民オンブズマンを目指すとして選挙公報にも記載し、本年2月の弥富市議会議員選挙で当選されております。

本来オンブズマン活動は、行政の外部から行政を監視しこれを是正するものであります。地方議会は地方行政の一翼を担っている側面があり、地方議会の議員がオンブズマン活動を行うことは本来の趣旨に合致しない要素もあり、オンブズマン活動を歪めてしまう可能性もあります。なお、「弥富市政を考える会」は、平成27年2月13日に解散している（愛知県公報第3171号別冊1号11項）との事ですので選挙公報にも疑義が生じます。

今回、加藤明由さんが住民訴訟を提起されたのは平成30年の事であり一般市民としての行動ですので全く問題があるわけではありません。しかしながら、加藤明由さんが弥富市議会議員となられた以上、オンブズマン活動を行うのはいかなものかと考えます。

議員が弥富市行政の不正を糾すには議員として活動に専念すれば足りることですし、一般市民からは議員なのに弥富市に大きな負担を負わせる結果となる住民訴訟を提起していたことが奇異に思われるところであります。

この際、加藤明由さんがオンブズマン活動に専念されるのであれば是非とも議員を辞職して頂きたく考えます。今回、弥富市勝訴が確定した住民訴訟を提起した加藤明由議員に対しては弥富市に多大な負担を強いる結果となった事態の重大さを真摯に受け止め、自らの意思により直ちにその職を辞することを勧告する。

以上、決議する。

令和2年9月23日

弥富市議会